

役員等報酬、退職慰労金及び旅費に関する規定

社会福祉法人 織船会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人織船会（以下「この法人」という。）定款第8条および第21条第1項に基づき、法人の役員等の報酬、退職慰労金及び旅費に関し、支給の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程において、役員等とは、役員及び評議員をいう。

3 この規程において、常勤役員とは、理事長及び業務執行理事をいう。

4 この規定において、非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。

5 この規程において報酬等とは、報酬、退職慰労金をいう。

(役員等の報酬等の限度額)

第3条 定款第21条第1項に規定する法人の役員等に支給する報酬等の限度額は、別表第1の区分ごとに定める額とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金は支給しない。

2 常勤役員に対する報酬等は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定められたものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 退職慰労金については、別表第2に定める算式により算出される額

(非常勤役員の報酬等の算定方式)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、別表第3に定める額を支給しする。

(当法人給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の理事に対する報酬等の支給は、毎月12日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給)に支給する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、職員旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年12月1日より改定する。

この規程は、平成30年7月1日より改定する。

この規程は、令和2年7月1日より改定する。

この規程は、令和2年11月1日より改定する。

この規程は、令和6年7月1日より改定する。

別表第1（常勤役員の報酬支給限度額）

区 分	報 酬
理事長	月額 1,000,000 円
業務執行理事	月額 1,000,000 円

別表第2（常勤役員の報酬等算定式）

①算出方法は以下の通りにする。

$$\boxed{\text{最終役員報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

②上記の功績倍率は以下の通りにする。

- ・理 事 長 2.5 倍
- ・業務執行理事 2.5 倍

③非常勤役員の在任期間は、退職慰労金の在任年数に含めない。

④故意または重大な過失等により法人に損害を与えた、または名誉を傷つけた者については、退職慰労金を減額することができる。

⑤職員兼務役員の退職慰労金は、別途給与規程に定める。

別表第3（非常勤役員等の報酬）

①理事・監事

	報 酬
理事会等会議への出席	日額 6,000 円
監事監査等への出席	日額 6,000 円
上記以外の会議等への出席	日額 6,000 円

上記の他、法人・施設業務のための出勤（4時間以内）	日額 6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤（4時間以上）	日額 10,000 円
同一日に開催される二つ以上の会議等に参加した場合は、1回の報酬とする。	

②評議員

	報 酬
評議員会等会議への出席	日額 6,000 円
上記以外の会議等への出席	日額 6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤（4時間以内）	日額 6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤（4時間以上）	日額 10,000 円
同一日に開催される二つ以上の会議等に参加した場合は、1回の報酬とする。	

別表第4（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする